

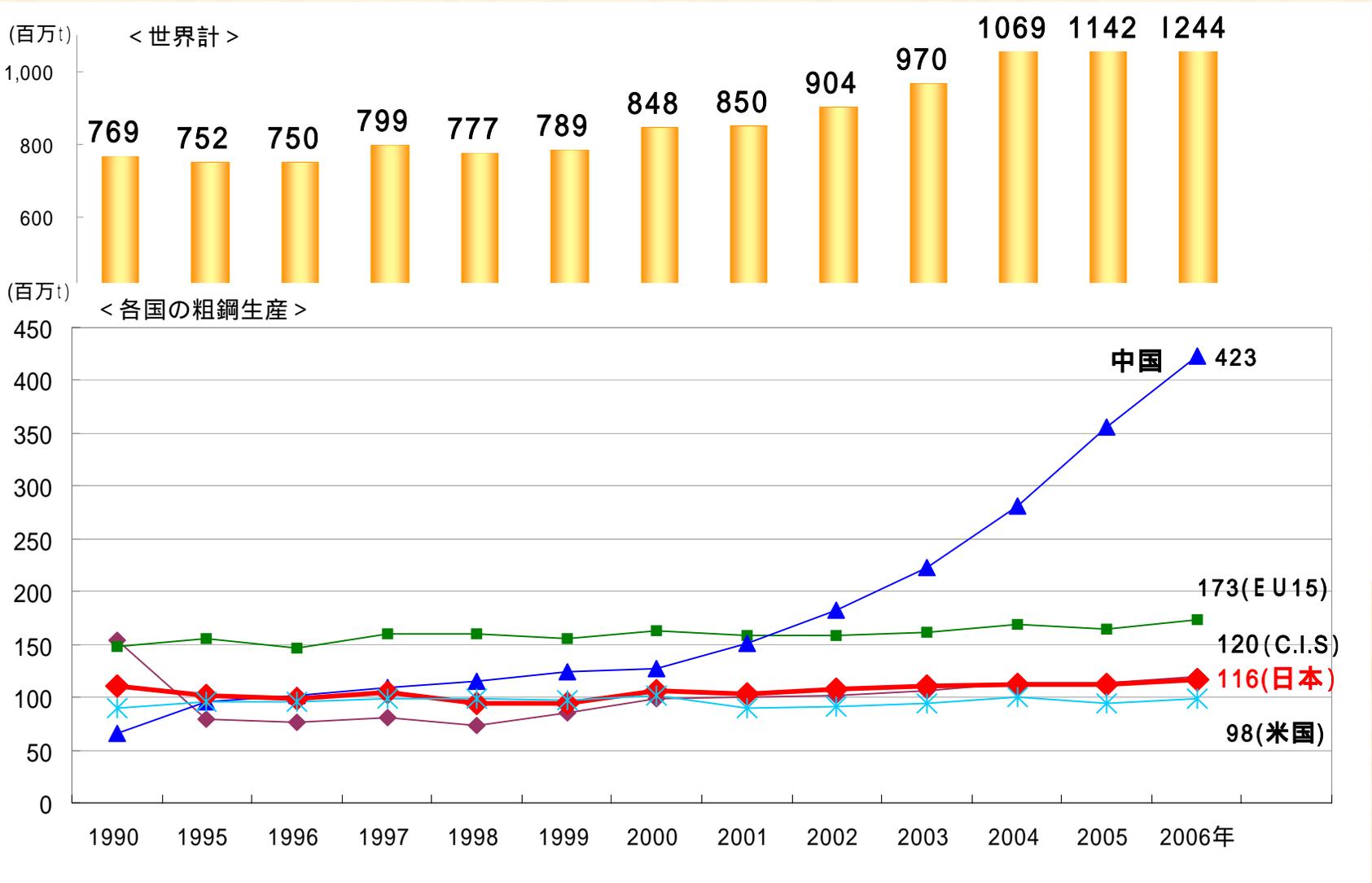
CAP & TRADEの 日本鉄鋼業への影響

(社)日本経済団体連合会 環境安全委員会委員

関澤 秀哲

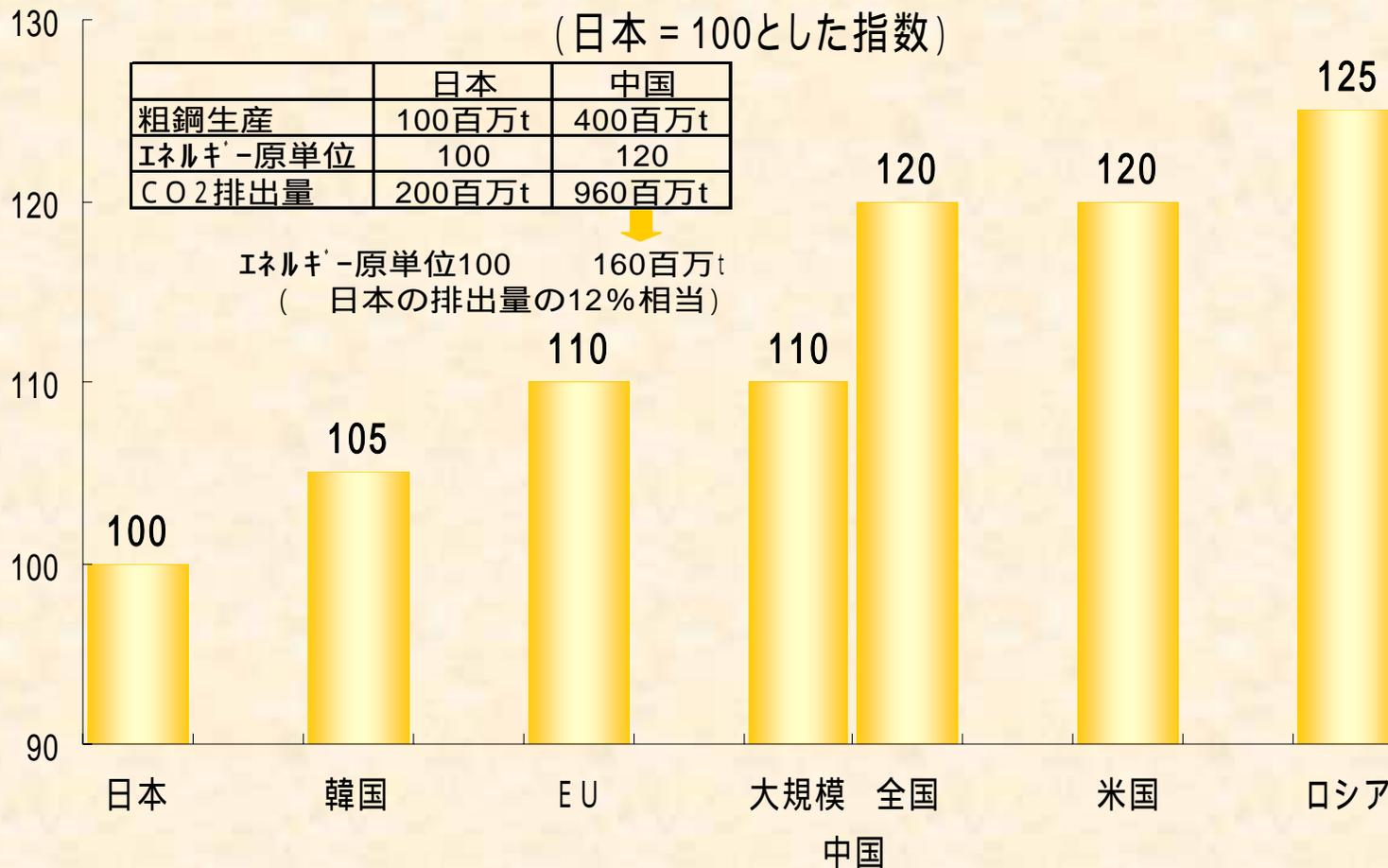
2007年 7月 6日

世界の粗鋼生産状況



一貫製鉄所のエネルギー原単位の国際比較

一貫製鉄所のエネルギー原単位の国際比較
(日本 = 100とした指数)



出所: 韓国鉄鋼協会、中国鋼鉄工業協会、個別ヒアリング等の情報より作成

(注) 中国のデータについては、BOUNDARY、定義等不明

生産量2000万ト/年以上(2006年)の

世界の主要鉄鋼メーカー (生産量とCO2排出制約義務の有無)



CAP & TRADE 導入による日本鉄鋼業への影響

日本：世界最高のエネルギー効率にもかかわらず、京都議定書の国別CAPの下、自主行動計画達成のため、2800万t(600億円)の排出権購入。現行枠組継続の場合、急激な省エネは期待できず、際限のない負担が継続。

米国・韓国・中国：京都議定書による削減義務はなく、対策の負担を免れている。特に中国は世界全体の1 / 3の生産規模、かつ生産能力拡大中。

EU：ETSの適用を受けているが、実績より緩いCAPにより排出権を売却。



エネルギー効率の高い日本鉄鋼業にCAP & TRADE制度が導入されると、コストアップ、研究開発の遅れ等により、
国際競争力の喪失
効率の悪い中国等への生産シフト(炭素リーケージ)
地球益にも国益にも反する。

II SI (国際鉄鋼協会) / Policy Statement (2007.5.7公表)

鉄鋼業界のコミットメント

1. 近代的製鉄所でCO2発生最小化のために幅広く用いられている既存技術の普及。
2. トン当たりCO2排出レベルの革新的低減に向けた、新技術の研究開発に着手。
3. 鉄スクラップのリサイクル最適化・最大化への取り組み継続。
4. 鉄鋼副産物の価値最大化。
5. 需要家と連携した、鉄鋼使用製品のエネルギー効率向上のための新世代鋼材の使用促進。
6. CO2排出削減の進捗度を説明し報告するための、共通で正確な報告方式の採用。
7. グローバルなセクター・アプローチの採用。

政府への要請

1. **キャップ・アンド・トレード制度を、CO2排出面で最も効率のよい製鉄企業が発展し最も 効率の悪い企業が衰退するような政策に置き換える。**
2. 全ての主要鉄鋼生産国を含んだセクター独自の枠組みを採用すべく、業界と協調する。
3. 市場に流通する鉄のリサイクルを促進する「リサイクル・プログラム」を策定する。
4. 最も効率の悪い製鉄所の閉鎖とリプレースを促進する。
5. 鉄鋼業の提案する革新的な新技術ソリューションのための長期研究を支援する。また、これら革新的技術の普及促進のための政策を策定する。
6. CO2排出削減の進捗度を説明し報告するための報告方式の策定について、業界と連携する。

日本EU Business Dialogue Round Table (2007.6.4公表)

総括コメント

ポスト京都議定書の枠組みは、米国、中国、インド等の排出大国の参加が必須である。これを実現するためには、国別絶対値目標に代わって、エネルギー効率指標に基づくセクトラルアプローチが代替案となりうる。

排出権取引についてのコメント

キャップ&トレード型の排出権取引制度については、公正かつ公平なキャップを設定することは困難である。また、企業にとっては事業活動を厳しく統制する仕組みであり、長期的視野での技術開発や設備投資が損なわれる恐れがある。更に、生産拠点の途上国への移転を加速させることにも繋がり、地球規模での温室効果ガス排出量を増大させる炭素リーケージの危険性もある。従い、キャップ&トレード型排出権取引制度を国際枠組みとして位置づけることは不適切である。

E U域内排出量取引制度に関する調査報告書

(環境省・経済産業省・日本経済団体連合会)より その1

1. 排出権の割当の公平性

依然として割当方法の公平性を巡る議論が多い。(英国政府)
割り当ての公平性をめぐって、ドイツでは数百件の訴訟が起きている。
(欧州委員会)

割当方法については、公平な割当が困難。(Climate Action Network / WWF)
初期割当に対する公平性を担保することは大変難しい。(英国産業連盟)

2. 国際競争力の喪失

国際的に取引される製品を生産する業種は価格転嫁ができず、国際競争では不利となる。(欧州政策研究機構)

エネルギー多消費産業は転嫁ができず、電力価格の上昇と自らに課せられた
キャップで二重の不利益がある。(欧州産業連盟)

国際競争にさらされている企業は製品価格に排出量取引に関するコストを
上乘せすることは難しい。(英国産業連盟)

3. 排出削減効果

第1期では、実質的なCO₂排出削減効果はなかった。(欧州産業連盟)
知見を積むことはできたが、実際の削減効果はあまり得られなかった。
(WWF - UK)

E U域内排出量取引制度に関する調査報告書

(環境省・経済産業省・日本経済団体連合会)より その2

4. 技術革新との関係

遵守期間が3～5年と短いため、設備投資のサイクル(30～50年)と整合しない。

(欧州政策研究機構)

投資の促進効果については、限定的。(欧州産業連盟)

技術革新は、排出量取引以外の方法によって推進する。(欧州委員会)

5. その他

排出権価格が変動するため、投資等による排出削減か、排出権購入かの判断が困難。(欧州委員会)

大幅な価格変動による市場の不安定性。(英国産業連盟)

金融や仲介者(数千規模の業者)などが主たる市場参加者。制度の対象となっている事業所間の取引は稀である。(英国コンサルタント)

市場はまだ十分機能していない。(欧州政策研究機構)

金融関係者からは、排出枠を厳しくすべきとの声があったが、これは事業所による排出権購入の需要の高まりを通じて、金融関係者の利益が増大するためである。(欧州産業連盟)

排出量取引制度についての見解(まとめ)

1. 過去の省エネ努力の成果など、エネルギー効率を反映していない国別キャップ(例えば京都議定書)の下では、各産業・企業に対するキャップも不公平となる。
2. 排出削減目標を達成できない場合、排出権を途上国から購入するか、途上国への生産シフトを余儀なくされるため、日本産業の国際競争力が低下し、国益が損なわれるとともに、地球規模では温室効果ガスを増加させる炭素リーケージにより地球温暖化防止にも逆行する。
3. 長期的視点に立った設備投資や技術革新を停滞させ、成長戦略の障害となる。
4. そもそも、各産業・企業の成長、変動を踏まえた公平なキャップ設定は困難であり、公正な競争が歪められる。
5. キャップを行政が設定するため官僚統制になり、省エネや温室効果ガス削減への取組みが市場メカニズムに則って評価されることが重要である。
6. キャップの達成に係るコストが、事業者のコスト要因となっても、消費者の意識や商品・サービス選択等の行動の変化に繋がるような効果は期待できない。
7. エネルギーの大半を輸入する日本にとって、エネルギーの安定確保は不可欠であるが、キャップ・アンド・トレードは、エネルギー調達に制約を加え、またエネルギーの選択肢を狭めることになる。